

議 案 第 81 号

松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年2月25日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、条例で引用する同法の法律名及び条項を整備するため。

松戸市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

松戸市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年松戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。